

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 徴収不能債権の取扱いに関する基準

(目 的)

第1条 この基準は、経理規程第57条に付随する徴収不能債権の取扱いに関する経理事務について定めることを目的とする。

(分 類)

第2条 金銭債権のうち次の各号に定めるものについては徴収不能債権として分類をする。

- (1) 個人による債権で債権者本人が死亡、所在不明及び自己破産等の理由により債権の回収が不可能と認められるもののうち同居親族又は扶養義務者がいない場合。但し、同居親族又は扶養義務者がある場合についても次のいずれかに該当する場合は徴収不能として分類する。
 - ア 同居親族又は扶養義務者に支払能力が無いと認められる場合
 - イ 同居親族又は扶養義務者が再三の督促にも応じない場合
 - ウ 同居親族又は扶養義務者との連絡手段が遮断した場合
- (2) 団体による債権で債務団体が解散をし、その残余財産全てを充てても不足をする場合又はこれに準ずると認められる場合
- (3) 法人による債権で債務法人が倒産をし、又はこれに準ずると認められる場合

(処 理)

第3条 前条の規定により徴収不能に分類となった金銭債権は次により処理をする。

- (1) 前条第1号については、その事由が発生をした日の属する月の翌月より1年を経過した年度の末日に徴収不能額として処理をする。
- (2) 前条第2号及び第3号については、その事由が発生をした日の属する年度の末日に徴収不能額として処理をする。

(引当金)

第4条 第2条の規定により徴収不能に分類となった金銭債権のうち10万円を越えるものについては事由が発生をした日の属する年度の末日に徴収不能引当金を計上する。

附 則 この基準は、平成28年9月1日から施行する。